

国地契第105号
国官技第368号
国営計第120号
国港総第755号
国港技第152号
平成24年3月29日

最終改正 令和4年3月30日 国官会第23758号
国官技第376号
国営計第213号
国営整第171号
国港総第749号
国港技第112号
国北予第74号

東北地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
港湾空港部長 あて

大臣官房
地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長
港湾局
総務課長
技術企画課長

直轄事業における復旧・復興工事のための共同企業体の当面の取扱いについて

東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同することにより、その施工力を強化するために結成される、新たな共同企業体方式の制度を試行的に実施する旨が、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年2月29日付け国土入企第34号）により通知されたところである。これに基づき、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という。）の取扱いについては、当面の間、下記のとおり試行することとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。

1. 対象工事

復興JVによる施工対象工事は、被災三県における工事のうち、地方整備局長、副局長又は事務所長が必要があると認める工事とする。ただし、技術的難度の高い工事又は予定価格が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記1に定める額をいう。）以上の工事は除く。

2. 復興JVの内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

(2) 組合せ

同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を1社以上含むものとする。被災地域の範囲並びに被災地域及び被災地域外の構成員に求める要件については、地方整備局長又は副局長（以下「局長等」という。）が定めるものとする。

なお、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）及び地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）の構成員である一の企業が復興JVの構成員となることは妨げない。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 登録しようとする種別の工事と同種の工事について元請として施工実績を有すること。
- 二 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- 三 工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあつては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

また、分担施工を行う場合は、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

なお、設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期

が明らかにされている場合は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

(4) 出資比率要件

甲型の復興JV（復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）を使用する復興JVをいう。）の場合は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された被災地域の地元の建設企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

3. 資格審査等

(1) 局長等は、復興JVを結成しようとする者が競争参加資格を得ようとする場合の申請方法等について、次の各号に掲げる事項を明らかにして公示するものとする。

- 一 申請対象工事種別
- 二 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- 三 認定資格の有効期間
- 四 その他局長等が必要と認める事項

(2) 局長等は、(1)の申請を受けた復興JVについて、資格審査を行い、適格なものを有資格業者として登録するものとする。この場合において、復興JVの総合点数の算定方法については、「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）第5又は「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第6条によるものとする。ただし、「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」第5第1項に規定する「共同企業体の資格審査要領」（「中小建設業の振興について」（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）別紙2に定めるものをいう。）第4項及び「数値の算定及び等級の格付け要領」第6条(3)の級別格付の調整は、適用しないものとする。

(3) 等級区分が設けられている工事種別にあつては、復興JVとして認定された等級区分に含まれる工事における競争に参加させることを原則とするが、構成員である被災地域の地元企業のうち1社以上が当該等級の直近下位の等級に認定されていた場合は、必要に応じて、当該直近下位の等級区分に含まれる工事においても競争に参加させることができるものとする。

4. 登録

(1) 登録できる数

一の企業が地方整備局に登録することができる復興JVの数は、1とするものとする。

ただし、共同企業体が営業区域や結成する工種を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合に限り、3までとすることができるものとする。

(2) 一の企業としての登録等

復興JVについては、一の企業との同時登録並びに特定JV、経常JV及び地域JVとの同時結成及び登録は可能であるものとする。

(3) 協定書

標準共同企業体協定書（甲、乙）については、經常JVのものを準用することとし、別添のとおりとする。

5. 入札等

復興JVにより競争を行わせることができる工事については、当該工事を確実かつ円滑に施工することができると認められる復興JV以外の単体有資格業者、經常JV又は地域JVについても競争に参加させるものとする。ただし、同一の企業が、単体、經常JV、地域JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めないものとする。